

専決処分の報告について

市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、次のように専決処分したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立についての専決処分

- 1 相手方 市営住宅及び市営改良住宅（以下「市営住宅等」という。）並びに市営住宅に附属する駐車場に係る家賃等滞納者
- 2 件 数 22件
- 3 金 額 6,969,900円（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額）

4 訴訟方針等

市営住宅等の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。

相手方が納付等を申し出、必要かつ相当と認める場合は、次のとおり和解する。

- (1) 市営住宅等の賃貸借契約等の存続を確認する（相手方が市営住宅等を明け渡している場合を除く。）。
- (2) 相手方は、滞納家賃等の支払義務があることを認め、これを分割納付する。
- (3) 相手方は、前号の納付を2回怠ったときは、当然に期限の利益を失い、残額を直ちに支払う。
- (4) 相手方は、今後の当月分の家賃等を毎月末日限り支払い、今後の滞納家賃が3か月分に達したとき又は第2号の納付を2回怠ったときは、賃貸借契約は当然に

解除となり、直ちに市営住宅等を明け渡す（相手方が市営住宅等を明け渡している場合を除く。）。

(5) 市は、その余の請求を放棄する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 専決日 令和7年7月25日

(提出理由)

市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例(昭和41年条例第25号)第1号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するものである。